

狭山市職員措置請求書

狭山市監査委員 殿

第1 請求の要旨

1 請求の対象者

狭山市長 小谷野 剛

2 請求の趣旨

地方自治法第242条では債務負担行為を定めている。普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

債務負担行為は、契約等で将来にわたる債務を負う契約の締結することを言うが、狭山市は入曽駅周辺整備事業において議会の議決を経ず、入曽駅周辺整備事業の計画を進め、平成30年2月9日には西武鉄道株式会社と覚書を締結した。また、平成31年4月26日には西武鉄道株式会社と基本協定の締結をしている。

狭山市はこの事業を実施にあたって、覚書及び基本協定では事業に要する費用のすべてを負担する。としているが、これらの覚書や基本協定の締結について事前に議会に説明がないばかりか、地方自治法第242条による違反し、債務負担行為を議会での議決を経ていない。

地方自治法第2条第1項第16号では「地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならない。」と定めており、同第17項では「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為はこれを無効である」と定めていることから、契約行為は無効であり、この事業の差し止めを求めるものである。

第2 請求の理由

狭山市長小谷野剛は入曽駅周辺整備事業に関し、西武鉄道株式会社と平成30年2月9日に覚書を締結した。



この契約第8条には「狭山市は本事業に要する費用の全てを負担し、鉄道事業者の負担を求めないものとする。」と定め、基本協定書第3条では「狭山市は、本事業に要する費用のすべてを負担し、鉄道事業者に負担を求めないものとする。」と定めている。

双方の覚書や協定書は締結前に事前に議会には報告されず、地方自治法で定める債務負担行為の議決もないまま締結が完了した後で建設環境委員会に報告されているが、議会には議案として提出されておらず、事業計画は議会無視で進められている。

請求人は、6月議会の一般質問で債務負担行為を議決せず、将来にわたる負担が生じる覚書や協定を締結していることについて違法であると指摘したが、第3回定例会にも議案が提出されていない。

そして、令和元年9月9日には「西武鉄道入曽駅における東西自由通路等の整備及び橋上駅舎化に伴う鉄道施設の改良に関する基本設計その1（調査・概略設計）協定書」の締結まで行い、総額21,673,600円の費用負担をすることにも合意している。

事業計画が議会の承認もなく、債務負担行為も議決しないまま、計画を進めている狭山市のこの事業は地方自治法違反の行政事務執行にあたるもので、覚書や基本協定等の締結は無効である。

従って、この事業の差し止めを請求する。

令和元年9月19日

請求人

狭山市議会議員

田中寿夫^印

〒350-1306 狭山市富士見2丁目24番11号

☎04-2999-5255 FAX04-2999-5256

事 実 証 明 書

1、入曽駅周辺整備事業に関する覚書

2、西武鉄道新宿線入曽駅における東西自由通路の整備及び

橋上駅舎化に伴う鉄道施設の改良に関する基本協定書

3、令和元年度第2回定例会の請求人の一般質問会議録（抜粋）

4、西武鉄道入曽駅における東西自由通路等の整備及び

橋上駅舎化に伴う鉄道施設の改良に関する基本設計

その1（調査・概略設計）協定書